

春日井民商だより

N 0.1259 2011. 1. 24

発行 春日井民主商工会

春日井市ことぶき町 183

TEL 81-1482・FAX81-9756

税務署のやりたい放題は許さない！ 国税通則法改悪の運動を強めよう！

1月17日夜、この1月にも法案の提出がもくろまれている「国税通則法改悪」について緊急に学習会を開きました。

前回の民商だよりでも「国税通則法改悪」の内容についてはお知らせしましたが、署名運動を中心に「国税通則法改悪」反対の大運動を作り上げるためにも、もっと今回の「改悪」の内容を知ろうということが今回の学習会の目的です。

税務署のやりたい放題を許す「国税通則法改悪」

国税通則法(1962年制定)が作られたときから、税務当局は記帳の義務化や、質問検査権の拡大などをことあるごとに狙ってきました。

民商・全商連は納税者の権利を守るため運動を組織し、一定の成果を勝ち取ってきました。1984年に「納税環境整備」の名目で、ふたたび記帳の義務化や「収支内訳書」の提出強要などが企まれたときにも運動の力で税務当局の策謀を打ち砕いてきました。

今回の改悪は「昭和37年の制定以来、最大の見直し」(2011年税制改正大綱)として、いままで税務署がやりたくてもできなかったことやすでに行っている強権的な税務行政を明文化し、「正当化」するきわめて危険な内容です。①白色申告者の記帳の義務化、②修正申告の強要、③再調査権の新設、④事前通知の例外の明文化、⑤税務調査にあたって、従来の質問検査権の行使の他に「提示」「提出」を求められるなど領置権の拡大、⑥挙証責任の義務化など、税務署のやりたい放題を許すもので、断じて「改悪」させてはなりません。

「納税者権利憲章」は骨抜き『税務署の権利憲章』に変質

「通則法改悪」とあわせ「税制改正大綱」では「納税者権利憲章」の制定も盛り込まれていますが、「国税庁の行政文書として策定し」とあるように納税者の権利侵害をすすめる国税庁の行政文書では「権利憲章」になり得ないのは当然です。「払いたくても税金を払えない」「売掛金を差し押さえられた」など税金徴収の問題については何にも触れられていません。

緊急に改悪反対のとりくみを広げよう

学習会では、「税務署の好き勝手できるような改悪は許せない」「調査が5年もされるようになったら大変」などの意見が出され、参加者が先頭に立って運動をリードしていくことも確認されました。当面、次の点で取り組みをすすめます。

- 国税通則法改悪の内容をよく知り、知らせる
- 思い切って署名を進め、「国税通則法改悪許すな」の大きな世論をつくる
- 国会議員への要請はがき運動をすすめる

※今回の商工新聞に署名用紙を折り込みました。記入してもよりの役員に届けてください。



豊川稲荷初詣に行ってきました



16日、恒例の豊川稲荷初詣に行ってきました。今年は残念ながら例年より若干参加が少なめでしたが、「商売繁盛」「家内安全」をお参りしてきました。

今年もパソコン入力会を実施します

1月26日から毎週水曜日の
午前10時～正午まで



確定申告に向けて

自信を持ってのぞめるよう
学習会を計画しました！

1月25日(火)

確定申告書の書き方

1月31日(月)

減価償却など決算仕訳

2月2日(水)

消費税の計算と申告

いずれも午後7時から事務所2階で

どなたでも参加できます。

多数ご参加ください！

15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎 孝亀